

博士号取得者の論文概要

日高, 和美
九州共立大学 : 講師

<https://doi.org/10.15017/18561>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 13, pp.85-88, 2010-09. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

自律的学校経営に関する研究 —学校参画制度に焦点をあてて—

日高 和美
(九州共立大学 講師)
(平成 21 年 11 月取得)

【目次】

序 章	
第 1 節	研究の目的
第 2 節	先行研究の検討
第 3 節	本論の構成と研究方法
第 1 章	学校参画制度の理念
第 1 節	学校の自律性の理論の展開
第 2 節	諸外国において自律的学校経営が求められる背景
第 3 節	諸外国における自律的学校経営の展開
第 4 節	自律的学校経営における校長及び教育委員会の役割
第 2 章	中央教育行政における学校参画制度の法制化
第 1 節	学校評議員制度の法制化
第 2 節	学校運営協議会制度の法制化
第 3 章	地方教育行政における学校参画制度の条件整備
第 1 節	学校評議員制度に関する条件整備
第 2 節	市町村教育委員会の制度に対する認識と条件整備
第 3 節	A 市教育委員会における学校運営協議会の条件整備
第 4 章	学校評議員制度が校長の意思決定に及ぼす影響
第 1 節	校長の制度に対する認識
第 2 節	校長の制度に対する認識と期待
第 3 節	校長の制度に対する認識と運用の実態
第 5 章	学校運営協議会制度導入による意思決定の変容
第 1 節	分析枠組みの構築
第 2 節	調査手続き
第 3 節	意思決定事例の析出
第 6 章	意思決定プロセスの事例
第 1 節	組織体制の整備
第 2 節	2 学期制の検討
第 3 節	学校評価
終章	
第 1 節	本研究の要約
第 2 節	研究の知見
第 3 節	研究の限界と残された課題

参考文献一覧

資料編

【論文の要旨】

本研究は、本研究は、自律的学校経営を実現するための方策の一つとして法制化された、保護者・地域住民の学校参画を促進する制度（以下、学校参画制度）に焦点をあて、地方教育行

政及び学校における制度導入と運用の実態、その過程における地方教育行政—学校間関係を明らかにすることを目的とした教育行政学研究である。

現在我が国には、1998年中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（以下‘98年答申）において提言された学校評議員制度、2000年に教育改革国民会議報告において提言され、2004年中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」を経て法制化された学校運営協議会制度が存在する。

これらの制度は、性格や権限は異なるものの、地域住民や保護者のニーズの把握・反映を通じた自律的学校経営の実現を意図して創設されたことや、制度導入の判断や具体的な制度設計が所管教育委員会に委ねられている点は共通している。このことを踏まえ、本研究においては①地方教育行政における制度導入過程及び条件整備、②学校における制度導入過程及び運用プロセスの2点に着目し分析を進めている。

序章においては、本研究の課題を示した上で、先行研究の検討を行った。また、本研究の研究対象、研究方法、分析枠組みを示した。

第1章では、先行研究の検討を通して我が国の自律的学校経営政策における学校参画制度の位置づけ及び特徴について論じた。今次改革における学校の自律性は「情報公開」、「保護者・地域住民の参画」がセットで担保されており、‘98年答申以前の先行研究で示されてきた自律的学校経営の枠組みとは異なることを指摘した。さらに、我が国における学校参画制度の特徴を明らかにするために、諸外国における自律的学校経営を対象とした先行研究の検討を行い、我が国においては保護者による自発的な学校参加の気運が醸成されたとはいえない状況で、制度が創設・導入された点を指摘した。

第2章では、学校評議員制度と学校運営協議会制度に関する政策の発意段階から法制化に至るまでのプロセスにおいて議論された論点の整理を通して、学校参画制度の課題を示した。また、政策形成過程における制度の理念・性格を明らかにするとともに、審議過程における制度理念の変容を確認した。

学校評議員制度については、当初目的として①地域住民、保護者の学校参画、②裁量が拡大される校長の支援の2点が掲げられていたものの地域住民、保護者の多様性に対する懸念などから、校長の支援に役割が重点化されたことが明らかになった。学校運営協議会については、「新しいタイプの学校の設置」から「新しい学校運営の主体」へと政策意図が変化したこと、研究指定校における実践内容との検討の結果、地方分権の方向性を意識し、地方教育行政の自律性が担保されているが、他方で、実践で見られた人事権、予算権に関する法的な保障は行われなかったことを指摘した。

第3章では、地方教育行政における学校参画制度に関する条件整備及び事例研究を通して、地方教育行政の制度導入過程及び条件整備の実態を明らかにした。学校評議員制度については、全国的に8割以上の学校に導入されているが、条件整備面を見ると、「必置」の制度として学校管理規則に規定されているなど、政策の理念とは異なる形で導入されている自治体が存在している。さらに、事例研究においては、制度の導入について、都道府県教育委員会からの指導があったこと、自治体により学校管理規則や学校評議員規則の内容に独自性が見られる点を明らかにした。学校運営協議会制度については、設置自治体に大きく偏りがあること、条件整備についても「理事会方式」、「協同責任方式」、「学校支援型」などのタイプに分類できることを示した。また、事例研究では、制度の成果や設置の意図やあり方は教育委員会の判断や条件整備によって多様化する可能性があること、教育長をはじめとする教育委員会の指導・助言のスタイルや方針の示し方によって制度理念が変化することを指摘した。

第4章では、学校評議員制度が校長の意思決定に与える影響を明らかにするために、学校評議員制度導入校に対するインタビュー調査を行った。その結果、校長にとって学校評議員は、

情報提供者、外部評価者、アドバイザー、教育資源の提供者として位置づけられていた他、評議員の発言が校長の意思決定に影響を与えた事例があったことが明らかになった。

第5章では、第6章において行う意思決定プロセスの事例研究を行う際に用いる分析枠組みの構築を行った。次に、調査対象校の概要を示し、これまでの議題の内容から意思決定プロセスを分析する事例の選定を行い、組織体制の整備、2学期制の導入、学校評価の3事例を取り上げることとした。

第6章では、5章で指摘した分析対象事例である「組織体制の整備」、「2学期制の導入」、「学校評価」に着目し、その発話記録、アクターの属性、校長に対するフォローアップインタビューの結果から分析を行っている。さらに、当該自治体の教育委員会教育長に対するインタビュー調査を行い、実態把握の状況と学校に対する支援について明らかにしている。

事例研究を通して得た知見として以下の2点を指摘した。第1に、意思決定プロセスは従来と比較して長期化・複雑化している点である。A市においては、基本的には学校運営協議会の承認が得られるまで、学校（校長）は協議会の理解が得られるよう説明を続けなければならない。また、2学期制など、議題が専門的な内容である場合、議論は学校と学識経験者、行政委員が中心となり行われ、保護者、地域委員は承認はするものの積極的な発言はみられなかった。また、決定した事項について、事例とした学校運営協議会委員は代表性を有していないため意思決定に必要な情報収集や決定事項について他の保護者・地域住民へ説明する必要がある。この手続きは効率性の観点から見れば、効率的とは言い難い。しかし、アンケート、意見交換、説明会、教育活動への参加を経て、その後の具体的な取組の基盤が形成されてきた点は大きなメリットであると言える。第2に、調査対象とした2校では取り上げた3つの事例は決定し実行されているが、議論のプロセスや意思決定した事項に関する実施形態は異なる点である。また、この各学校の自律性をA市教育委員会においては肯定的に受け止めており、翌年から同市内で指定した学校に対しても、先進校である2校の取組をそのまま行うのではなく、自校に合わせた組織体制や取組を行うよう指導・助言を行っている。

終章においては、本論文の要約と結論及び得られた知見について述べ、残された研究課題を提示している。第1に、地方教育行政における制度導入過程と条件整備について述べたい。我が国においても保護者・地域住民の学校参画の重要性については、従来から認識されていた。しかし、全国的なニーズを踏まえて法制化がはかられたわけではないため、制度が主体的に受け止められるとは限らないという課題を有している。このことは、制度を実際に運用する学校だけでなく、設置の判断及び条件整備を行う地方教育行政が重要な役割を担っていることを示している。学校参画制度を活用するために、地方教育行政は制度理念と当該自治体のニーズを合致させるなどの調整や、学校の課題やニーズを反映した条件整備を行うことが求められる。本研究で調査対象としたA市においても条件整備を行う際に、これまで行ってきた教育施策との調整が行われている。さらに、運用過程と並行して学校の実態から規定が改正されるなど、導入後もさらなる条件整備が行われている。

第2に、学校における制度導入と運用プロセスについて述べる。それらを論じる上で重要となるのは、各アクターの意識変容と役割変容である。校長は、最終的な決定権を持ちながら各委員に対して説明を行い、理解を求める立場へと変化している。保護者、地域住民については選挙などの手続きを経ていないため、当初は、保護者の代表者としての意識よりも、あくまでレイマン（素人）として発言している傾向が見られた。意見を述べるだけの学校評議員と異なり学校運営協議会については、会議の回数を重ねる中で「代表」として意見が求められることを経験し、意見収集や説明会を行うなどの必要性を認識するなどの変化が見られた。これらの活動は、組織体制の整備により他の保護者・地域住民を巻き込んだ教育活動の展開する際の基礎となっている。事例研究を通して、地方教育行政及び学校レベルにおいて学校参画制度の

課題を主体的に受け止め、方策を検討することにより、代表性など制度上の課題を解決する可能性と、それぞれの制度が持つ特色（具体的には学校運営協議会の人事に関する意見具申権）を活用できる条件整備が整っていないなどの課題を示している。

最後に、本研究の限界を示すとともに、今後の課題として、①継続的な調査分析が必要であること、②研究方法の精緻化、③保護者・地域住民に対する調査が必要性の3点を示した。

【付記】

本論文は、学位請求論文として九州大学に提出したものであり、同大学から博士（教育学）の学位授与を受けた（平成21年11月30日付 九州大学人環博甲第212号）。

論文の作成にあたっては、指導教員である元兼正浩先生をはじめとして多くの先生方からご指導を賜った。論文審査においては、八尾坂修先生、吉本圭一先生、増田健太郎先生にご指導頂いた。また、露口健司先生（愛媛大学准教授）他研究室関係者の皆様、調査にご協力頂いた教育委員会、学校関係者の皆様、この他ご指導・ご協力頂いた全ての方にこの場をかりて心より御礼申し上げます。